

◆介護保険料を納めないでいると

通常の利用者負担はサービス利用料の1割（食費・居住費除く）ですが、災害その他特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、介護サービスを受けるときに、滞納期間に応じて次のような措置（給付制限）がとられます。

納期限を過ぎると…

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収されます。

第1号被保険者が滞納した場合…

滞 納 期 間	制 限 内 容
1年以上の滞納 「支払方法の変更」	サービス利用の際、 <u>いったん費用の全額を自己負担として支払い</u> 、9割分は町への申請により健康福祉課の窓口で払い戻しになります。
1年6か月以上の滞納 「保険給付の一時差し止め」	サービス利用の際、費用の全額を自己負担として支払い、町へ申請しても9割分の払い戻しの一部または全部が差し止めになります。 引き続き滞納しているときは、差し止められている保険給付から滞納している介護保険料に充てられることがあります。
2年以上の滞納 「給付額減額等の措置」	時効により保険料の徴収権が消滅（ <u>保険料が納められなくなります</u> ） 認定前10年間における滞納期間に応じて 1. 保険給付が9割から7割へ引き下げられます。 （自己負担が1割から3割に引き上げられます。） 2. 高額介護サービス費等は支給されません。 *高額介護サービス費等…本人または世帯の収入等に応じ、自己負担額（月額）が一定額を超えた場合、申請により超えた分を介護保険で支払います。

第2号被保険者が滞納した場合…

要介護認定等を受けた第2号被保険者に滞納医療保険料がある場合、費用の支払い方法の変更（保険給付の償還払い化）とともに給付の一時差し止めを行うことがあります。